

保育所等における送迎バス等安全対策支援事業

概要

令和4年9月に発生した園児置き去り事故を踏まえた緊急対策として、送迎バス等への安全装置の設置を支援するなど、子供の安全・安心を確保するための区市町村の取組を支援する。

※国の支援策を踏まえ、都独自に対象を拡充

【事業実施期間】

令和4年12月15日（第4回都議会定例会における補正予算成立後）から令和5年度末まで

※送迎バス用の安全装置は国が策定する「安全装置の仕様に関するガイドライン」に適合する場合に限り、令和4年4月1日以降も補助対象

事項	補助対象経費	補助対象施設	補助上限	補助率
①送迎バスの 子供の 置き去り防止	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎バスの置き去り防止に係る以下の経費を補助 <ul style="list-style-type: none"> ※送迎バスは、送迎用の自動車を含む。 (1)送迎バス用の安全装置の設置 <ul style="list-style-type: none"> 安全装置に係る機器等の導入経費を補助 (2)安全管理マニュアル等に基づく研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> 職員研修の実施に係る経費を補助(講師謝金等) (3)安全点検、改修、コンサル等 <ul style="list-style-type: none"> バスの安全点検や改修、置き去り防止に係るコンサル経費等を補助 	認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業（都制度を含む）、事業所内保育事業、認可外保育施設、広域的保育所等利用事業、学童クラブ ※公立施設を含む	100万円/台	10/10
②その他の置き去り等事故防止・午睡時の事故防止 ※バス送迎を行っている施設については、バスの事故防止対策を適切に講じることを要件とする	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎バス以外の以下の事故防止に係る経費を補助 <ul style="list-style-type: none"> (1)置き去り等の事故防止 <ul style="list-style-type: none"> 園外・園内活動時の置き去り・見失い・飛び出し等事故の防止に資する機器等を導入するための経費を補助 <対象経費例> ・ICTを活用した子供見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステム等）の導入経費 ・保育所等からの飛び出し防止に係る経費 (2)午睡時の事故防止 <ul style="list-style-type: none"> 睡眠中の事故防止のため、ベビーセンサー等の設備や機器の導入に係る経費を補助 ※対象児童は原則0～2歳児 	認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業（都制度を含む）、事業所内保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業、認可外保育施設、学童クラブ ※公立施設を含む	200万円/施設	10/10

※ベビーシッター利用支援事業の認定事業者に対しては、別途、都が直接補助